

裁リタル事件有之候條何令、御垂示相成度此段相
伺候也

明治三十三年十二月廿六日

茨城縣知事 柏田盛文

内務大臣侯爵西郷從道殿

明治三十三年二月八日

文書課長石原

大臣閣覽濟

次官小松原

参事官

窪田

地方局長

井上

清堅

警保局長

有松

土木局長

衛生局長

窪田

社寺局長

北海道課長

庶務課長大谷

許願ノ裁決ニ関スル件

許願法、規定ニヨリ直接上級廳(甲)ニ提出スルキ
許願ヲ其上級廳ニアラサル(乙)ニ提出シタル場合ニ於テ
ル本省從來、取扱ハ區々ニ相成居リ候處右ハ同法第
九條、適法ノ手續ニ違背スルモノナルヲ以テ却下スルコト
ニ省議決定相成度此段相伺候

警甲第四号

警署監察監獄學校在學中ノ二種生ハ
卒業前ト雖モ本署ニ任用セラレハ
妨々多ク之ヲ條為念此段及通牒可
也

明治三十三年二月廿四日

内務省監獄局長久保田貫一

内務省警備局長如樂重道